



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 3月22日金曜日 第1341号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則..... 323

告 示

医療機関の指定..... 323

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出..... 324

医療機関の指定..... 324

指定医療機関の廃止..... 324

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 324

大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要..... 325

新たな土地改良事業の施行の認可..... 325

町営土地改良事業の施行の同意（3件）..... 325

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 325

村営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 325

飼料の試験結果の概要..... 326

保安林の指定（3件）..... 327

保安林の指定の解除..... 328

解除予定保安林にする旨の通知..... 328

保安林の指定施業要件の変更..... 328

建設業者の営業の停止命令..... 328

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 328

道路の区域変更（県道新居浜別子山線）..... 329

道路の供用開始（ " ）..... 329

道路の区域変更（県道西条久万線外）..... 329

道路の供用開始（ " ）..... 330

道路の区域変更（一般国道378号）..... 330

道路の供用開始（ " ）..... 330

道路の区域変更（一般国道320号外）..... 330

道路の供用開始（ " ）..... 331

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 331

開発行為に関する工事の完了..... 331

都市計画事業の事業計画の変更認可..... 331

道路の位置の指定..... 331

公安委員会規則

愛媛県公安委員会文書管理規則..... 332

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 336

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
施行規則の一部を改正する規則..... 336

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示..... 336

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 337

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... 339

任 免 辞 令

元田徹..... 341

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第46条の表1の項中「5馬力」を「5キロワット」に、「15馬力」を「48キロワット」に、「25馬力」を「80キロワット」に改め、同表2の項中「10馬力」を「31キロワット」に改め、同表4の項中「15馬力」を「48キロワット」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条の規定によりその推進機関の馬力数についてなお従前の例によることとされる漁船については、改正後の愛媛県漁業調整規則第46条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふくだ歯科	福 田 大	新居浜市泉宮町1-11	平成 14.3.1

○愛媛県告示第 647 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社 アシストジャパン	温泉郡重信町見奈良801-1	アシストジャパン訪問看護ステーション	温泉郡重信町見奈良801-1	平成14. 3 . 1

○愛媛県告示第 648 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2569	医療法人 清 翠 会	佐 藤 医 院	新居浜市庄内町一丁目14-36	平成 14. 2 . 1
2570	医療法人 あゆみクリニック	あゆみクリニック	今治市高部甲526-1	平成 14. 2 . 1
2571	医療法人 圭泉会菅病院	医療法人 圭泉会菅病院	今治市南日吉町二丁目3-21	平成 14. 2 . 1
2572	医療法人 波止浜内科・外科	波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成 14. 2 . 1
2573	福 田 大	ふくだ 歯 科	新居浜市泉宮町1-11	平成 14. 3 . 1
10565	有限会社 矢野勉強堂	矢 野 薬 局	川之江市金田町金川5	平成 14. 2 . 1
10566	株式会社 プリポート	今治プリポート薬局	今治市石井町四丁目7-20	平成 14. 2 . 1

○愛媛県告示第 649 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
1020	菅 勝 男	菅 病 院	今治市南日吉町二丁目3-21	平成 13. 11. 30
1060	國 延 益 弘	波止浜内科医院	今治市地堀五丁目2-1	平成 13. 11. 30
887	佐 藤 清 記	佐 藤 医 院	新居浜市庄内町一丁目14-36	平成 13. 12. 31
314	多々見 年 光	大生院診療所	新居浜市大生院367	平成 13. 12. 31
2490	阿 部 雄 吉	あゆみクリニック	今治市高部甲526-1	平成 13. 12. 31
10451	株式会社 プリポート	今治プリポート薬局	今治市鐘場町一丁目3-13	平成 14. 1 . 14

○愛媛県告示第 650 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社 伊予鉄百貨店	株式会社 伊予鉄高島屋	平成14年 3月1日	平成14年 3月8日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社 伊予鉄百貨店	株式会社 伊予鉄高島屋		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 651 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
フジ衣山S C	松山市衣山一丁目168番地1	ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。

○愛媛県告示第 652 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下新田地区）の施行を平成14年3月13日認可した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 653 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・菅原地区）の施行に平成14年3月13日同意した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 654 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大谷地区）の施行に平成14年3月13日同意した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 655 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、双海町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・峰高地区）の施行に平成14年3月13日同意した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 656 号

川内町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・黒岩地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 川内町営土地改良事業（ため池等整備事業・黒岩地区）計画書の写し
- (2) 農地農林業用施設災害復旧事業等分担金課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成14年3月25日から4月19日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第 657 号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（土地改良総合整備事業・万丁地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（土地改良総合整備事業・万丁地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年3月25日から4月19日まで

3 縦覧場所

朝倉村役場

○愛媛県告示第 658 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第21条第 1 項の規定により平成13年12月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要													備考	
				粗たん 白質	粗脂 肪	カル シウム	りん	粗織 維	粗灰 分	揮 発 性 基 基 窒 素	水 溶 性 窒 素	ペ ン 消 化 率	可 化 粗 たん 白 質	可 化 養 分 量	代 謝 エ ネ ル ギ ー	そ の 他 の 査		
丸紅飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖 町大字東深芝 2 番 5	北辰商事株式会社 愛媛県川之江市川 之江町4069番地	マルベニ印配合 飼料ほ乳期子豚 用ベニベイブ	13 ・ 12	23.44	8.96	0.74	0.67	0.88	5.45									
中部飼料株式会社 岡山工場 岡山県倉敷市玉島 乙島49番地の11	マルノ一物産株式 会社 愛媛県西条市ひう ち6番地19	マル中印ほ乳期 子牛育成用配合 飼料 グリーン 育成	13 ・ 12	18.18	3.46	0.54	0.45	3.30	4.85									
マリネット株式 会社本社工場 佐賀県伊万里市山 代町楠久929	南予飼料産業株式 会社 愛媛県宇和島市弁 天町二丁目 1 番 5 号	ハマチ E P 10	13 ・ 12	44.53	22.15	1.71	1.52	1.26	9.83									
株式会社オールイ ンワン本社工場 香川県大川郡大内 町三本松2123番地	合資会社新津商店 愛媛県宇和島市丸 之内五丁目 4 番 7 号	オールインワン 前期	13 ・ 12	14.55	2.36	1.01	0.37	5.09	6.39									
全国酪農業協同組 合連合会関西飼料 工場 兵庫県神戸市東灘 区深江浜町50番 6	愛媛県酪農業協同 組合連合会南予指 導事務所 愛媛県大洲市若宮 1430 - 1	えひめパワーク イーン	13 ・ 12	18.59	4.73	0.84	0.51	5.77	6.05									
日本農産工場株式 会社水島工場 岡山県倉敷市児島 塩生2767 - 32	愛媛飼料産業株式 会社 愛媛県松山市枝松 五丁目 8 - 30	ノーサン印若令 牛育成用配合飼 料ニューグロア ーバルキー	13 ・ 12	15.74	3.75	0.84	0.45	4.63	4.89									
西日本飼料株式会 社 岡山県倉敷市水島 海岸通三丁目 6 番 地 3	愛媛糧栄株式会社 愛媛県松山市問屋 町 5 番42号	日清印プロイラ ー後期用配合飼 料ネオプロセブ ン	13 ・ 12	18.92	8.17	0.77	0.60	2.72	5.10									
日和産業株式会 社三原工場 広島県三原市木原 町1501番地の 9	村上産業株式会 社 愛媛県松山市本町 一丁目 2 番地 1	ニチワ印成鶏飼 育用配合飼料ニ ュースターレッ ト	13 ・ 12	17.76	5.29	3.25	0.51	2.48	12.74									
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社坂出工場 香川県坂出市築港 町二丁目 8 番 1 号	遠山商店株式会 社 愛媛県今治市中日 吉町三丁目 4 番 12 号	日配肉用牛肥育 用配合飼料ハイ フレーク S ぼた ん	13 ・ 12	11.89	3.18	0.58	0.49	2.96	4.83									

ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同 左	くみあい配合飼 料Eプロイラー 仕上18	13 ・ 12	18.54	7.63	0.80	0.65	2.10	4.76										
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同 左	くみあい配合飼 料マタニティ72 Mプラス	13 ・ 12	14.62	3.31	0.85	0.68	3.38	5.47										
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同 左	くみあい配合飼 料ビッグバリュウ CM	13 ・ 12	15.41	2.77	0.67	0.42	2.41	4.19										
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同 左	くみあい配合飼 料四国トラスト 18	13 ・ 12	18.21	4.41	3.38	0.55	2.33	13.00										
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同 左	くみあい配合飼 料スーパークロ ス後期	13 ・ 12	12.57	3.11	0.24	0.45	3.45	3.23										

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第4条第1項の規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験の結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 3 備考の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第 659 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字川根乙 102 の59
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び丹原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 660 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所
北条市横谷字天神乙 441 の 4 から乙 441 の 6 まで、乙 441 の10、猿川字高成乙 614 の 1、乙 614 の 2、米之野字久保野乙 620（次の図に示す部分に限る。）、字高縄乙 621 の 1 から乙 621 の 4 まで、乙 621 の 6、乙 621 の 8、乙 621 の 9
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 661 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
西宇和郡三瓶町大字有太刀字ヨコタキ8の1、8の3、10の2、14、字トビガウラ15、16、43の1、43の2、45、46、59、62、字カワラ236、字オオヒラ238、字トヨウラ767、大字有網代字清田浦304の2、323の1、324、325の1、325の2、326の1、326の2、327、341、字下り松345、346、348から350まで、352、353の3、354、361、362の1から362の3まで、363、364の2、368の1、368の2、字ヲコシ米369の1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び三瓶町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
越智郡吉海町大字仁江878の1、1415の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第665号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。
平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-9) 第10665号	平成9年 10月19日	有限会社 鎚矢組	入江満里子	松山市市坪南一丁目8番1号	平成14年 3月14日	土木工事業、と び・土工工事業、 石工事業、鋼 構造物工事業、 舗装工事業、し ゅんせつ工事業、 水道施設工事業	平成14年 3月20日から 平成14年 6月19日まで (3月間)	公正入札妨害及び贈賄の罪により、平成13年9月21日、同社元代表取締役は松山地方裁判所から懲役2年執行猶予4年の判決を受け、後日、その刑が確定した。

○愛媛県告示第666号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という

○愛媛県告示第663号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡日吉村大字父野川上1315・大字日向谷1855の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1853の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び日吉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市藤之石字賤之元辛209、辛210の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

。) 第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、明浜町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

明浜町

東宇和郡明浜町大字高山甲3657番地

代表者 町長 酒井正直

東宇和郡明浜町大字俵津1番耕地28番地

2 埋立区域

(1) 位置

東宇和郡明浜町大字宮野浦甲1178番地先から同甲1162番地先までの公有水面

(2) 区域

次の①点から②点を直線で結んだ線、②点と③点を結ぶ平成12年7月25日付け愛媛県指令港第363号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（明浜町漁港基準

面C・D・L+2.25mにより決定）並びに③点から①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（明浜町漁港基準面C・D・L+2.25m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（東宇和郡明浜町大字宮野浦甲1937番地2地先宮野浦3号護岸天端に設置した金属錐）は、北緯33度18分37秒、東経132度25分38秒の地点

①点は、基点から真北172度43分35秒24.68メートルの地点

②点は、①点から真北141度14分13秒77.64メートルの地点

③点は、②点から真北231度09分37秒11.69メートルの地点

(3) 面積

1,113.49平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月7日 愛媛県指令港第31号

4 しゅん功認可年月日

平成14年3月22日

○愛媛県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	宇摩郡別子山村字筏津乙515番地先から同字乙500番10地先まで	旧	メートル 5.4~23.0	キロメートル 0.150	
			新	9.0~23.0	0.150	

○愛媛県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	宇摩郡別子山村字筏津乙515番地先から同字乙500番10地先まで	平成14年3月25日

○愛媛県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1781番1から同村七鳥1778番3地先まで	旧	メートル 5.0~27.8	キロメートル 0.180	
			新	13.0~41.5	0.180	

"	柳谷美川線	上浮穴郡美川村日野浦4564番2から 同村日野浦4656番2まで	旧	6.0~27.0	0.260	
			新	12.0~38.0	0.260	

○愛媛県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1781番1から 同村七鳥1778番3地先まで	平成14年 3月22日
"	柳谷美川線	上浮穴郡美川村日野浦4564番2から 同村日野浦4656番2まで	"

○愛媛県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	喜多郡長浜町大字沖浦字白木丙1076番1から 同町大字須沢丙1053番2まで	旧	メートル 8.4~22.5	キロメートル 0.309	
			新	19.8~160.9	0.247	

○愛媛県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	喜多郡長浜町大字沖浦字白木丙1076番1から 同町大字須沢丙1053番2まで	平成14年 5月17日

○愛媛県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	320号	宇和島市栄町港一丁目315番地先から 同市恵美須町一丁目608番1地先まで	旧	メートル 19.8~85.2	キロメートル 0.061	
			新	25.5~85.2	0.061	

県 道	喜路能登線	宇和島市日振島310番1から	旧	0.8～3.4	0.155	
		同市日振島177番1まで	新	0.8～8.0	0.155	

○愛媛県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	320号	宇和島市栄町港二丁目501番2から 同市栄町港一丁目316番まで	平成14年3月22日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島310番1から 同市日振島177番1まで	〃

○愛媛県告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道大西町公共下水道の変更に係る都市計画の図書の

写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第676号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局丹土（開）第27号 平成14年3月11日	周桑郡小松町大字大頭字松縄甲1035番4	温泉郡重信町大字田窪2061番地3 石井浩一 石井文佳
西局丹土（開）第28号 平成14年3月11日	東予市玉之江441番3	周桑郡小松町大字新屋敷甲2160番地 近藤将彰

○愛媛県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、川之江都市計画道路事業3・5・8塩谷小山線及び3・5・7中村山田井線（川之江市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事業施行期間
平成5年3月12日から
平成19年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第678号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
伊予郡砥部町高尾田110番4
- 2 申請人の住所氏名
伊予郡砥部町高尾田866番地7
ランドコーポレーション株式会社
代表取締役 田中 大丈
- 3 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県公安委員会文書管理規則を次のように定める。

平成14年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会文書管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公安委員会が行う行政文書の管理に関し必要な事項を定めることにより、行政文書の適正な管理を確保し、もって事務の適正かつ能率的な遂行及び愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「行政文書」とは、公安委員会の委員長及び委員並びに警察本部総務室総務課公安委員会補佐室(以下「公安委員会補佐室」という。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、これらの者が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているものをいう。

(公安委員会の保有する行政文書)

第3条 公安委員会が保有する行政文書は、次のとおりとする。

- (1) 公安委員会の会議録(公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認められたものを含む。)
- (2) 警察法(昭和29年法律第162号)第43条の2に規定する事務に関する行政文書
- (3) 警察法第78条の2に規定する事務に関する行政文書
- (4) その他公安委員会が自ら保有することが必要と認められた行政文書

(行政文書分類表)

第4条 行政文書については、当該行政文書に係る事務の性質、内容等に応じ分類することができるようにするため、行政文書分類表(様式第1号)を作成するものとする。

- 2 行政文書分類表については、毎年1回以上見直しを行い、必要と認める場合にはその改正を行うものとする。
- 3 行政文書分類表の作成及び改定は、第15条の文書管理責任者が行う。

(行政文書の作成)

第5条 公安委員会の意思決定に当たっては行政文書を作成するものとし、事務の実績については行政文書を作成するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 意思決定と同時に行政文書を作成することが困難である場合
- (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合

2 前項第1号に規定する場合にあつては、事後に行政文書を作成するものとする。

(行政文書の保存の方法)

第6条 行政文書は、公安委員会が適切に管理し得る専用の場所において、行政文書以外のものと区分して保存期間が満了する日まで適切に管理し、保存するものとする。

2 行政文書は、保存期間が満了する日まで必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方式で保存するものとする。

3 行政文書(保存期間が1年以上のものに限る。)は、単独で管理することが適当なものを除き、第4条第1項に規定する行政文書分類表に従って、行政文書ファイルとしてまとめるものとする。

4 行政文書ファイルは、必要がある場合は、分割し、又は統合することができる。

(行政文書の保存期間)

第7条 行政文書については、次条に規定する起算日から、次の表の左欄に掲げる行政文書の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間が経過するまでの間、保存しなければならない。

第3条第1号に規定する行政文書	10年
第3条第2号に規定する行政文書	5年
第3条第3号に規定する行政文書	当該苦情の処理後3年
第3条第4号に規定する行政文書	永年、10年、5年、3年又は1年のうち、公安委員会が必要と認めて定める期間

2 原本(原本に代えて保存すべきこととされた行政文書を含む。以下同じ。)の写しその他の原本以外の行政文書の保存期間については、原本より短い期間とすることができる。

3 一の行政文書ファイルに保存期間の満了する日を異にする複数の行政文書が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、その行政文書ファイルに含まれるすべての行政文書を、これらの行政文書の保存期間の満了する日のうち最も遅い日までの間保存するものとする。

(保存期間の起算)

第8条 行政文書(保存期間が1年未満である行政文書(以下「1年未満文書」という。)を除く。)の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年(会計に関する行政文書等会計年度により管理することが適当な行政文書にあつては、当該行政文書を作成し、又は所得した日の属する会計年度の翌会計年度)の初日から起算するものとする。

2 1年未満文書の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日から起算するものとする。

(保存期間の延長)

第9条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存す

るものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 条例第5条の規定による公開の請求があったもの 条例第10条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

第10条 第15条の文書管理責任者は、保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

(行政文書の廃棄)

第11条 保存期間(前2条の規定により保存期間が延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)が満了した行政文書については、行政文書の内容及び記録媒体に応じた方法により廃棄するものとする。この場合において、当該行政文書の情報が漏えいしないよう適切な措置を講じるものとする。

(保存期間満了前の廃棄)

第12条 第15条の文書管理責任者は、特別の理由があるときは、公安委員会の委員長の承認を得て、保存期間が満了する前に行政文書を廃棄することができる。

- 2 前項の規定に基づき保存期間が満了する前に行政文書を廃棄する場合は、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第13条 行政文書ファイル及び行政文書(単独で管理されている保存期間が1年以上のものに限る。)については、公安委員会行政文書ファイル管理簿(様式第2号。以下「行政文書ファイル管理簿」という。)により管理するものとする。

- 2 行政文書ファイル管理簿の記載については、記載すべき事項が不開示情報に該当するおそれがある場合には、当該不開示情報を明示しないよう工夫をするものとする。
- 3 行政文書ファイル管理簿は、年1回以上定期的に更新するものとする。

(行政文書の閲覧及び貸出し)

第14条 次条の文書管理責任者は、必要があると認められる場合は、行政文書を公安委員会補佐室の職員以外の警察職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

(文書管理責任者)

第15条 公安委員会に、文書管理責任者を置き、警察本部総務室総務課公安委員会補佐室長の職にある者をもって充てる。

- 2 文書管理責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 行政文書の管理に関する規程類の整備
 - (2) 行政文書分類表及び行政文書ファイル管理簿の整備
 - (3) 行政文書の保存期間の延長及び廃棄その他行政文書の

適正な管理の実施

(文書管理担当者)

第16条 公安委員会に、文書管理担当者を置き、文書管理責任者が指名する室員をもって充てる。

- 2 文書管理担当者は、文書管理責任者を補佐する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、行政文書の管理に関し必要な事項は、文書管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

公安委員会行政文書ファイル管理簿

文 書 分 類			行 政 文 書 フ ァ イ ル 名	作成(取 得)時期	保存期間	保存期間 満了時期	媒体の種別	冊 数	保存場所	年 別	備 考
大分類	中分類	小分類								年	

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

（首席監察官）

第3条の2 警務部に首席監察官を置き、警視正又は警視をもつて充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、監察事務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（参事官）

第3条の3 部及び総務室に参事官を置くことができる。

2 警務部に置く参事官は、警視正又は警視をもつて、警務部以外の部及び総務室に置く参事官は、警視をもつて充てる。

3 参事官は、上司の命を受け、部又は総務室の所掌事務（監察事務を除く。）のうち重要事項に係るものを総括整理する。

第10条第9号中「警察音楽隊」を「愛媛県警察音楽隊」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 情報の公開に関すること。

第12条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の勤務制度に関すること。

第20条第2号を次のように改める。

(2) 刑事警察の運営に関する企画及び調整に関すること。

第20条第5号を次のように改める。

(5) 刑事警察の教養に関すること。

第20条第6号中「調査、」を削る。

第20条中第10号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 公判対応に関すること。

第20条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。

第27条の2第1号中「及び今治・小松自動車道」を「、今治・小松自動車道及び大洲道路」に改める。

第27条の7第3項を次のように改める。

3 県民情報室は、第10条第4号（公文書の管理事務に限る。）及び第10号の事務をつかさどる。

第27条の8第1項中「音楽隊」を「愛媛県警察音楽隊（以

下「音楽隊」という。）」に改める。

第27条の9の次に次の1条を加える。

（企画室）

第27条の10 警務課に企画室を附置する。

2 企画室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。室長は、企画室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 企画室は、第12条第1号、第2号（人事に関する事務を除く。）及び第6号から第9号までの事務をつかさどる。第28条の10を次のように改める。

（刑事指導室）

第28条の10 捜査第一課に刑事指導室を附置する。

2 刑事指導室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。室長は、刑事指導室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 刑事指導室は、第20条第2号、第5号から第8号まで、第10号及び第11号の事務をつかさどる。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の改正規定、第20条の改正規定、第27条の9の次に1条を加える改正規定及び第28条の10の改正規定
平成14年3月25日

(2) 第27条の2の改正規定及び附則第2項の規定
平成14年3月29日

2 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「及び今治・小松自動車道」を「、今治・小松自動車道及び大洲道路」に改める。

○愛媛県公安委員会規則第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第7号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名(法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	住所(法人にあつては、主 たる事務所の所在地)		
ばちんこ 遊技機	第1種	CRゴーストハウスM	株式会社高尾	株 式 会 社 高 尾 (内ヶ島敏博)	愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目3番地	5992	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	"	CRマッピーパークV	株式会社サンセイ アールアンドディ	株式会社サンセイアールアン ドディ (杉島紀志男)	愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目11番13号	5993	
	"	CR2002FIFAワ ールドカップTMJ	奥村遊機株式会社	奥 村 遊 機 株 式 会 社 (上野 栄作)	愛知県名古屋市中区鶴舞二 丁目2番18号	6001	
	"	CR2002FIFAワ ールドカップTM2	"	"	"	6002	
	"	ミニスカポリスFX	株式会社大一商会	株 式 会 社 大 一 商 会 (市原 茂)	愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目22番地	6004	
	"	CRフィーバーダ チョウ倶楽部SP	株式会社ダイドー	株 式 会 社 大 一 商 会 (賈田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	6007	
	"	CRミラクルマウスS	株式会社ソフィア	株 式 会 社 大 一 商 会 (井置 定男)	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	6008	
	"	CR・チキチキマシ ンK	株式会社平和	株 式 会 社 大 一 商 会 (中島 潤)	群馬県桐生市広沢町二丁目30 14番地の8	6010	
	"	CR・チキチキマシ ンJ	"	"	"	6011	
	第3種	CRギンギンタクシ ー2号C	豊丸産業株式会社	豊 丸 産 業 株 式 会 社 (永野 裕豊)	愛知県名古屋市中村区长戸井 町三丁目12番地	6012	
	"	CRギンギンタクシ ー3号C	"	"	"	6013	
	第1種	CRブッチギリライ オンR1	株式会社藤商事	株 式 会 社 大 一 商 会 (松元 邦夫)	大阪府大阪市中央区内本町一 丁目1番4号	6014	
	"	CRモンスターマン ション2	株式会社竹屋	株 式 会 社 大 一 商 会 (竹内 正博)	愛知県春日井市美濃町二丁目 98番地	6015	
	回胴式遊 技機	回胴式	ウンジャミ	株式会社エイベッ クス	株 式 会 社 大 一 商 会 (望月 光三)	東京都台東区上野七丁目4番 9号	
"		マッコウ	"	"	"	5995	
"		デジスター7	ベルコ株式会社	ベ ル コ 株 式 会 社 (鈴木 暢晃)	東京都台東区東上野一丁目12 番13号	5996	
"		デジナナ	"	"	"	5997	
"		デジスター-30	"	"	"	5998	
"		デジナナ-30	"	"	"	5999	
"		デジスター	"	"	"	6000	
"		プチタコ	株式会社エレコ	株 式 会 社 大 一 商 会 (小森富美雄)	東京都江東区有明三丁目1番 地25	6003	
"		モンスタークラブ2	サミー株式会社	サ ミ ー 株 式 会 社 (里見 治)	東京都豊島区東池袋二丁目23 番2号	6005	
"		ハクションダイマ オウス	"	"	"	6006	
"		オーシャンブルー 30	ナコル株式会社	ナ コ ル 株 式 会 社 (滝本 仁安)	東京都豊島区池袋二丁目53番 5号	6009	

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成14年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

愛媛県情報公開条例 (平成10年愛媛県条例第27号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第17条の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問 2 第22条第1項の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 第22条第3項の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 第22条第4項の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 第23条第1項の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 第24条本文の規定による審査会への意見書又は資料の提出
-------------------------------	--

別表2の1の(2)の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項専決事項の欄中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、同項同欄第15号中「第35条の3第4項第1号」を「第35条の4第4項第1号」に改め、同号を第18号とし、同項同欄第14号中「第35条の3第1項」を「第35条の4第1項」に改め、同号を第17号とし、同項同欄中第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

- 13 第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
- 14 第31条の19第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
- 15 第31条の21第2項第1号の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示

別表2の2の(1)の表に次のように加える。

愛媛県情報公開条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6条第1項の規定による公開請求書の受理 2 第6条第2項前段の規定による公開請求書の補正の要求 3 第6条第2項後段の規定による公開請求書の補正の参考となる情報の提供 4 第10条第1項の規定による公文書の全部又は一部の公開の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。） 5 第10条第1項の規定による公文書の公開の決定の通知 6 第10条第2項の規定による公文書の非公開（第9条の規
-----------	---

定により公開請求を拒否する場合及び公開請求に係る公文書を保有していない場合を含む。）の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。）

- 7 第10条第2項の規定による公文書の非公開の決定の通知
- 8 第11条第2項前段の規定による公開決定等の期間の延長
- 9 第11条第2項後段の規定による公開決定等の期間の延長の通知
- 10 第12条後段の規定による公開請求者に対する期限の特例の適用の通知
- 11 第13条第1項前段の規定による他の実施機関との事案移送の協議
- 12 第13条第1項前段の規定による他の実施機関（警察本部長に限る。）への事案の移送
- 13 第13条第1項後段の規定による公開請求者に対する事案移送の通知
- 14 第13条第3項後段の規定による移送を受けた実施機関に対する協力
- 15 第14条第1項の規定による第三者に対する意見聴取の通知及び第三者からの意見聴取
- 16 第14条第2項本文の規定による第三者に関する情報が記録されている公文書の当該第三者に対する公開の通知及び当該第三者の意見聴取
- 17 第14条第3項後段の規定による第三者に対する公開の決定の通知
- 18 第15条第3項の規定による公文書を複写した物により行う公文書の公開
- 19 第18条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知
- 20 第31条第2項の規定による公文書の検索資料の作成及び提供

別表2の2の(3)の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項専決事項の欄中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項同欄第4号中「

第35条の3第3項」を「第35条の4第3項」に改め、同号を第5号とし、同項同欄中第3号の次に次の1号を加える。

4 第31条の21第1項(第31条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付
別表2の2の(7)の表に次のように加える。

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成13年愛媛県条例第53号)	1 第14条第2項(第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村長の意見の聴取
-------------------------------------	--

別表3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項専決事項の欄第24号中「第27条第2項」の下に「(第31条の12第2項において準用する場合を含む。)」を、「店舗型性風俗特殊営業」の下に「及び店舗型電話異性紹介営業」を加え、同項同欄第29号中「第31条の2第2項」の下に「(第31条の17第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「の廃止又は」を「及び無店舗型電話異性紹介営業の廃止及び」に改め、同項同欄中第34号を第40号とし、第33号を第39号とし、第32号の次に次の6号を加える。

- 33 第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業に係る届出書の受理
- 34 第31条の16第1項の規定による標章のはり付け
- 35 第31条の16第2項の規定による標章の除去
- 36 第31条の16第3項の規定による標章の除去
- 37 第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書の受理
- 38 第31条の19第2項の規定による警察職員に対するはり紙等の除去命令

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年3月22日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「103分の2」を「100分の5」に改める。

別表第1 診断書料の項金額の欄中「1,630円」を「1,780円」に、「2,340円」を「2,620円」に、「3,460円」を「4,620円」に、「6,010円」を「6,190円」に、「10,190円」を「10,500円」に改め、同表文書料の項同欄中「1,520円」を「1,780円」に、「1,220円」を「1,260円」に、「3,260円」を「3,570円」に改め、同表人間ドックの項同欄中「48,930円」を「43,050円」に、「56,060円」を「49,350円」に、「74,410円」を「60,900円」に改め、同表脳ドックの項同欄中「39,460円」を「40,760円」に、「30,240円」を「

30,750円」に改め、同表骨塩量検査料の項同欄中「8,240円」を「8,960円」に、「3,660円」を「3,780円」に改め、同表分娩介助料の項同欄中「100,000円」を「101,000円」に、「111,000円」を「113,000円」に、「119,000円」を「121,000円」に改め、同表衛生材料費の項同欄中「5,100円」を「5,800円」に改め、同表人工妊娠中絶料の項区分の欄を次のように改める。

妊娠満12週未満
妊娠満12週以上満16週未満
妊娠満16週以上満22週未満

別表第1 人工妊娠中絶料の項金額の欄中「60,140円」を「61,950円」に、「76,450円」を「78,750円」に、「86,650円」を「99,750円」に改め、同表避妊器具挿入料の項同欄中「36,690円」を「40,950円」に改め、同表避妊器具除去料の項同欄中「8,050円」を「9,550円」に改め、同表妊産婦定期診察料の項同欄中「4,400円」を「4,500円」に、「4,480円」を「4,720円」に、同表乳児定期診察料の項同欄中「5,300円」を「5,460円」に改め、同項の次に次のように加える。

新生児介補料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	3,810円	
	上記以外のもの	1日	4,000円	

別表第1 衣服貸与料の項金額の欄中「710円」を「730円」に改め、同表予防接種料の項同欄中「103分の105」を「100分の105」に改め、同表施術料の項同欄中「2,240円」を「2,360円」に、「3,560円」を「3,670円」に、「4,070円」を「4,200円」に改め、同表人工授精料の項同欄中「6,210円」を「6,510円」に改め、同表体外受精料の項同欄中「34,850円」を「35,900円」に、「30,870円」を「31,800円」に、「31,940円」を「32,900円」に、「42,810円」を「44,310円」に、「29,860円」を「31,080円」に、「28,230円」を「29,290円」に、「7,230円」を「7,560円」に改め、同表習慣流産免疫療法料の項同欄中「21,200円」を「22,150円」に改め、同表エックス線フィルム複製料の項同欄中「650円」を「680円」に、「540円」を「570円」に、「410円」を「430円」に、「330円」を「350円」に、「240円」を「270円」に改め、同表禁煙補助剤投薬料の項中「グム製剤 1個 120円」を削り、同表特別初診料の項同欄中「103分の105」を「100分の105」に改め、同表に次のように加える。

病衣貸出料		1日	60円	
食事提供料	入院中の患者以外の患者に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	630円	

別表第1注3中「愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院、愛媛県立伊予三島病院、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立新

居浜病院」を「許可病床数が200床以上の愛媛県立病院」に改め、「行う初診」の下に「(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に行うものを除く。)」を加える。

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額
35,030円
33,850円
34,450円
33,460円
32,130円
31,580円
10,710円
12,420円
17,130円
16,740円
15,730円
14,830円
113,430円
97,350円
71,190円
59,900円
3,360円
8,080円
8,080円
9,790円
11,510円
18,620円
17,840円
14,560円
16,350円
16,160円
15,700円
65,880円
66,100円
61,130円
73,220円
72,450円
68,640円
79,680円
78,910円
83,540円
74,850円
75,490円
76,810円
76,040円
72,500円
79,840円
79,070円
75,270円
77,140円
76,370円
72,640円
79,610円
78,840円
74,730円
84,240円
69,620円

68,850円
64,920円
79,610円
78,830円
81,710円
75,050円
75,190円
64,650円
63,870円
59,840円
79,460円
78,690円
85,260円
74,560円
78,040円
339,150円
325,310円
212,040円
303,790円
289,400円
274,440円
200,700円
252,930円
240,940円
225,980円
188,980円
217,610円
190,790円
176,390円
170,000円
167,570円
188,290円
151,290円
133,400円
33,700円
200,830円
160,770円
125,720円
31,790円
30,240円
25,770円
25,460円
23,170円
19,600円
16,870円
16,610円
14,700円
11,690円
21,140円
20,750円
19,740円
95,660円
90,490円
91,640円
87,120円
21,220円
22,060円

別表第3 1個の金額の欄を次のように改める。

1 個 の 金 額	
新装用の場合	新装用後保証期間内
12,600円	10,080円
17,640円	15,120円
19,320円	16,800円
21,000円	18,480円
25,200円	22,680円
22,680円	20,160円
26,880円	24,360円
24,360円	21,840円
15,960円	13,440円
3,460円	
17,640円	15,120円
19,320円	16,800円
18,480円	15,960円
18,480円	15,960円
10,080円	
3,270円	
3,270円	
3,780円	
5,460円	

別表第4室料差額の部愛媛県立中央病院の項1日1病床の金額の欄中「20,380円」を「21,000円」に、「10,700円」を「11,020円」に、「6,620円」を「6,820円」に、「6,110円」を「6,300円」に、「4,580円」を「4,720円」に、「3,050円」を「3,150円」に、「1,010円」を「1,050円」に改め、同部愛媛県立今治病院の項同欄中「18,850円」を「19,420円」に、「8,150円」を「8,400円」に、「7,130円」を「7,350円」に、

「	5,000円	5,090円	を	5,500円	5,770円	に改
	3,000円	3,050円		3,500円	3,670円	
	1,500円	1,520円		2,000円	2,100円	
	1,000円	1,010円		1,500円	1,570円	」

め、同部愛媛県立伊予三島病院の項同欄中「10,000円」を「11,000円」に、「10,190円」を「11,550円」に、「5,090円」を「5,250円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「3,050円」を「3,670円」に、「1,520円」を「1,570円」に改め、同部愛媛県立南宇和病院の項同欄中「10,000円」を「11,000円」に、「10,190円」を「11,550円」に、「5,090円」を「5,250円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「3,050円」を「3,670円」に、「1,520円」を「1,570円」に改め、同部愛媛県立北宇和病院の項同欄中「4,580円」を「4,720円」に、「1,520円」を「2,100円」に改め、同部愛媛県立新居浜病院の項同欄中「11,210円」を「11,550円」に、「5,090円」を「5,250円」に、「4,580円」を「4,720円」に、「2,540円」を「3,150円」に、「2,030円」を「2,100円」に改める。

別表第5駐車場使用料の部愛媛県立中央病院愛媛県立今治病院の項外来患者の目金額の欄中「1,250円（愛媛県立今治病院にあつては、1,200円。以下同じ。）を超える場合にあつては、1,250円）に103分の105」を「1,000円を超える場合にあつては、1,000円）に100分の105」に、「1,250円を超える場合にあつては、1,250円）に103分の105」を

「1,000円を超える場合にあつては、1,000円）に100分の105」に改め、同項見舞人の目同欄中「1,250円」を「1,000円」に、「103分の105」を「100分の105」に改め、同項その他病院長来訪者の目同欄中「103分の105」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の愛媛県立病院料金規程（以下「改正後の管理規程」という。）別表第1人間ドックの項の規定は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に通院を始め、又は入院して受ける人間ドックに係る料金について適用し、施行日前に通院を始め、又は入院して受ける人間ドックに係る料金については、なお従前の例による。
- 改正後の管理規程別表第4の規定は、施行日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、施行日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。
- 改正後の管理規程別表第5の規定は、施行日以後に開始する駐車場の使用に係る駐車場使用料について適用し、施行日前に開始した駐車場の使用に係る駐車場使用料については、なお従前の例による。

任 免 辞 令

○任免辞令

3月10日

愛媛県技術吏員 元 田 徹

願により本職を免ずる

